

前5世紀におけるアテーナイ植民者の市民権

—その両義性をめぐって—

前野弘志

はじめに

アテーナイが本格的に植民市建設に乗り出したのは前6世紀の末になってからのことであり、それはあたかも、終焉を迎えた大植民時代にとって代わる新たな植民時代の幕開けを告げるかのようにも見える。その後アテーナイは、ヘレニズム時代が始まる前4世紀末までの約200年間、断続的に植民活動を行い、黒海からトラキアにかけてのエーゲ海北岸、エーゲ海の島々、イタリア半島南端からアドリア海までの広い範囲に渡り、延べ凡そ40個所に植民団を送り出した。

このようなアテーナイ植民は当然、基本的には他のギリシア植民との共通性を持っていたが、同時に顕著な独自性をも合わせ持っていた。その独自性とは、ギリシアに一般的な植民市アポイキアが母市市民権を喪失するのとは異なり、アテーナイの植民市は母市市民権を保持する点にあるとされてきた。このことによって母市との紐帯をより強固にしたアテーナイに独自の植民市は、クレールキアと呼ばれ、帝国支配の有効な手段、つまり軍事植民としての歴史的な意義付けがなされてきた。

このような植民市が帝国支配に利用されたであろうことは疑う余地がないが、植民者の市民権とは、保持するか喪失するかというように二者択一的に割り切れるものであろうか。小論は、アテーナイ植民者の市民権を、初めから二者択一的にプログラムされたものとしてではなく、本来母市から切り離される部分と母市と結び付けられる部分の両方を持つ両義的なものであり、両者のバランスは状況によって変わり得る可変的なものとして捉えようとする試みの一つである⁽¹⁾。考察の手順として、まずアテーナイ植民者の市民権に言及する史料を収集してその割り切れない部分を抽出する。次にその部分が従来どのように解釈されてきたか、その残された問題点がどこにあるかを明らかにする。最後にその問題点の解決をナウバクトス碑文の分析を通して試みる。

1 アテーナイ植民者の市民権に関する史料の検討

まずアテーナイ植民者の市民権に言及する史料を収集し、内容別時代別に整理した上で、その割り切れない部分を抽出して見よう。史料群は以下の3つのグループに分かれる。

I. 植民者の呼称に関する史料

1. 前5世紀の貢納表では、Lemnos, Imbrosの植民者が *Λέμνιοι* (*Εφαισιεῖς, Μυριναῖοι*), *Ἰμβριοι* と記載されていた⁽²⁾。
2. アテーナイ出土のペロポネソス戦争中の戦死者名簿碑文にも Lemnos の植民者は *Λημιῶν ἐν Μυρίν[ης]*, *Λήμνιοι* と記載されていた⁽³⁾。
3. Thukydides は、ペロポネソス戦争中の植民者とアテーナイ人による共同の軍事行動を伝える際に植民者を *Λήμνιοι, Ἰμβριοι, Αἰγυνηῖται, Ἐστιαεῖς* と呼び、アテーナイ人とは明確に区別していた⁽⁴⁾。
4. Herodotos は、前490年の事件として、Lemnos の植民者を *Λήμνιος* と表記する一方、Chalkis の植民者を *Ἀθηναίων* と表記している⁽⁵⁾。
5. 前4世紀になって初めて確認される、植民市における評議会及び民会決議碑文には、*ὁ δῆ[μος ὁ] Ἀθ[ην]αίων ὁ ἐ[ν Μυρ]ίνει οἰκῶν* というふうに植民者をアテーナイ人と表記する定型句があった。この表記は He-phaistia, Imbros, Skyros, Chersonesos にも見られる⁽⁶⁾。
6. 前4世紀の法廷弁論にはフィリッポス2世の侵略の脅威に曝された Lemnos, Imbros, Chersonesos の植民者を指して *ἡμῶν οἱ πολλῖται* と呼ぶ表現が見られる⁽⁷⁾。

史料Iの考察から明らかとなることの一つは、前5世紀において先住民を追い出して新たなポリスを建設する Lemnos のタイプの植民者は「レームノス人」と呼ばれたが、先住民のポリスに割り込んで新しいポリスを建設しない Chalkis のタイプの植民者は「アテーナイ人」と呼ばれたということである。このことは、自分たちのポリスを市民団の名をもって呼ぶギリシア人の慣習と符合する。従って、植民者が独自の呼称を持つことは、彼らが植民市の市民であったことの証と見做せそうである。

II. 植民者がアテーナイの部族及び区に属している事実を示す史料

1. Lemnos で出土した前6世紀末のものと思われる戦死者名簿碑文には、戦死者は Kleisthenes 改革による十部族の名ごとに記載されている⁽⁸⁾。
2. I の 2 で紹介した同じ戦死者名簿碑文には、「レームノス人」という見出

しとアテーナイの十部族名とが併記されている。

3. Lemnos 出土の前5世紀後半のものと思われる抵当標石碑文には *Εύαινέτωι Ἐρχιεῖ* といった具合に人名にアテーナイの区名が付されている⁽⁹⁾。
4. Melos 出土の前5世紀末のものと思われる墓碑には *Ἐπόνφης Ἀθηναῖος Πανδιονίδος Κυθήριος* と刻まれている⁽¹⁰⁾。
5. 前352/1年のものと思われる Imbros における評議会及び民会決議には、人名にアテーナイの十部族名が付されている⁽¹¹⁾。

史料IIの考察から、植民者は、独自のポリスを形成する場合にも、母市の部族や区に属し続けたことが窺える。本来、アテーナイの区に属することは即ち、「アテーナイ人」であることを意味すると考えられる。従って、植民者が母市の部族や区に属することは、彼らが母市の市民であったことの、少なくとも、理論的な証拠であると見做せるであろう。

III. 植民者が帰国した後市民のように振る舞う事実を示す史料

1. Miltiades は、前493年にペルシアの侵略によって植民先の Chersonesos から帰国するが、その後アテーナイの民会によって将軍に選出され、マラトンの戦いにおいてアテーナイ軍を指揮したこと、また、一度は植民中に当地のギリシア人に対して僭主政を敷いた疑いによって、もう一度は失敗に終わったパロス遠征にアテーナイ人を駆り立てた罪によって、アテーナイで裁判されたことが伝えられている。また彼はラキアダイ区の人であった⁽¹²⁾。
2. Platon の対話編に登場する Euthyphron という人物は、プロスバルタ区の人と呼ばれ、前5世紀後半に家族と共に Naxos に植民していたが、ペロポネソス戦争の敗戦と共に帰国し、前399年頃にアテーナイにおいて殺人の訴訟を起こしたことになる⁽¹³⁾。
3. Platon はコリュットス区のアテーナイ人であるが、彼は彼の父が植民者として Aigina に渡っていた時の前428年に当地で生まれ、スパルタによって植民者が追い出された時アテーナイに戻ったと言われている⁽¹⁴⁾。
4. Aristophanes も Aigina に土地を持っていたらしく、そのためにアテーナイ市民ではないとの訴えを受けたことがある⁽¹⁵⁾。
5. 前341年に生まれた Epikuros は、アテーナイ人であり、カルゲーティオス区の人であると言われ、彼の父が Samos への植民者であったために彼はそこで育ち、18歳になった時にエフェーボスになるためにアテーナイへ

戻ったと伝えられている⁽¹⁶⁾。

史料 III の考察から、植民者は帰国することが出来、その後市民として振る舞うことが出来たことが明らかとなる。この事実を勘案すれば、史料 II で確認したように、植民者が母市の部族や区に属することは、単なる理論上の問題ではなく、帰国の際に実質的な効力を発揮したと言えるであろう。

以上の分析結果をまとめると、まず史料 I から植民者が独自の呼称を持つことは植民市の市民であることの証拠と見做された。しかし史料 II からその同じ植民者が母市の部族や区に属し続けることによって理論的に母市市民であり続けることが示唆された。そして史料 III によってこれが単なる理論ではなく実質的な意味を持っていたことが明らかとなった。このような現象は、我々の理解からすれば大きな矛盾と言わざるを得ない。しかし史料 II の 2 が示すように、そのことは古代のアテーナイ人にとっては矛盾ではなかったようである。ここに二者択一では割り切れない部分が存在するのである。この現象を我々はどのように解釈すべきであろうか。

2 研究史の整理

古典期のアテーナイ植民者は、イオーニア植民とは異なり、母市市民権を保持することを最初に指摘したのは Boeckh であったが⁽¹⁷⁾、彼は植民者の二重市民権を想定していた。つまり、一方でアテーナイ植民市の殆どが独自のポリスを形成し、母市とは同盟関係にあったが、もう一方で植民者が、母市の部族や区に属すること、植民市においても帰国後母市においても母市市民のように振る舞うこと、母市の市民と呼ばれること、そして植民者の土地がアッティカのもつと見做されることから、植民者は母市市民権と植民市市民権の両方を持つと考えたのである。彼はアテーナイ植民者の市民権をそのようなものとして一様に捉えていたが、Ed. Meyer は⁽¹⁸⁾、アテーナイ植民市の市民権の差異に気付いた。つまり、独自の軍事高権と軍隊を備えた自治独立のポリスを形成するタイプとアテーナイの部族部隊に編入されたままでポリスを形成しないタイプとに分類し、後者をアッティカの外にいるアテーナイ市民からなる駐留軍、前者を独自の市民権を持った実質的な植民市と見做したのである。そしてこれらの植民市が、アテーナイの部族結合に留まること、アテーナイから送られた役人の指揮下にあること、戦死者はアテーナイの戦死者名簿にアテーナイ人と並んで記載されることから、それを母市からの独立性においてイオーニア植民とアテーナイ市民からなる駐留軍との中間に位置付けたのである。

それ以後、この中間に位置付けられたタイプの市民権を巡る一連の論争が起こったが、諸説は母市市民と見做す解釈から植民市市民と見做す解釈までの間を振り子のように揺れ動いた。焦点は、市民権獲得の原理を、*ius sanguinis* 或いは *ius soli* のいずれに求めるかにあった。具体的に組上に載せられたのは、史料Ⅱの1に掲げた、Lemnos で出土したアテーナイの部族名が刻まれた戦死者名簿碑文であった。当時の通説は⁽¹⁹⁾、これに基づいて Lemnos の植民者はアテーナイ市民であったと見做すものであったが、Berve は⁽²⁰⁾、部族とは観念的な血縁の紐帯を表すもので、植民者によってどこへでも運ばれていくのであり、政治的権利を意味するものではないと解釈し、植民者が Lemnos 人と呼ばれたこと、他のポリスと同様に貢納金を支払ったこと等から、植民者は Lemnos 市民であったと考えた。Ehrenberg は⁽²¹⁾、血の原理は土地の原理によって排除されないと主張し、Lemnos の植民者は地方自治体を形成しながらもアテーナイ市民であり続けたとの折衷的な解釈を提示した。この解釈を曖昧なものとして批判した ATL の著者たちは⁽²²⁾、Lemnos は固有の市民権と固有の土地の原理を備えた新しいポリスを形成していたのであり、植民者を政治的にアテーナイに留めておく血の原理は存在しなかったとする。また植民者が Lemnos 人と呼ばれた理由については、土地の原理とは関係なく、植民者はアテーナイ人であったが、Lemnos に住んでいたので Lemnos 人と呼ばれたと、Samos 人の例を挙げながら、解釈した。

以上の諸説は、それぞれ解釈としては成り立つが、いずれも決定力に欠けると言わねばならない。このような解釈の齟齬を整理するために必要なものは、より多くの断片的個別的な史料ではなく、呼称、部族と区、帰国の三つの事象が古代人にとってはどのように矛盾なく絡み合っていたのか、その論理を示してくれる包括的な史料である。確かにアテーナイ植民に関する限り、その種の史料は今のところ存在しない。しかし我々は、幸いなことに、ナウバクトス植民に関するその種の史料を持っている。これ程まとまった形で母市植民市関係を規定した史料を他に持たない以上、この史料の検討は避けられない。

3 ナウバクトス碑文の検討

この史料は、前460年頃の、東ロクリスから西ロクリスのナウバクトスへの追加植民の条件を刻んだ碑文である。この碑文は、古代のカレイオンという町で出土した青銅製の長方形の板の両面に刻まれ、導入部と A から θ までの番号が付された都合10のパラグラフから成る珍しい体裁を取っている⁽²³⁾。まず

細かな議論に入る前に、この碑文全体の概略と各条文の要約を文脈に従って再構成してみよう。ギリシア数字は本文に従って付したが、ローマ数字と[]付きの見出しは筆者なりの理解に従って付したものである。

I. [植民者の従うべき条件] ①

- i. ナウパクトス人になるべきこと(1-2)
- ii. クセノスとして母市の供犠に参加すること(2-5)
- iii. 税を母市に支払わざるべきこと(5-7)
- iv. 帰国の際に入国税が免除される条件(7-10)
- v. 税を西ロクリスに支払うべきこと(10-11)

II. [植民市の宣誓] ②

A : 母市から離反しない旨の宣誓とその更新(12-14)

III. [帰国の手続き]

B : 入国税の支払い(15-16)

F : 後継者の選出(17-19)

A : 宣言(20-22)

IV. [母市における財産の相続]

E : ベルコタリアイとミュサケイスに関する規定(23-28)

F : 兄弟の財産を相続する権利(29-31)

I : 裁判の手続き(31-35)

H : 父の財産を相続する権利(35-37)

V. [この決議の扱い] ③

θ : i. 違反した者に対する処罰(38-46)

ii. カレイオン植民者への適用(46-47)

これらの条文は文脈に従って三つのパートに分類されるように読める。筆者の付したローマ数字で示せば、①=I. ②=II. III. IV. ③=V. である。③は定型句であり重要ではない。重要なのは①と②で、それらは互いに相反する条件、つまり母市市民と植民市市民との関係について、①は「切り離す」条件を、②は「結び付ける」条件を、それぞれまとめて提示しているのである。

まず、「切り離す」条件から見てみよう。植民者はもはやロクリス人ではなくナウパクトス人と呼ばれた事実がこのことを最も端的に表現していると思われる。具体的には、植民者は、母市で挙行される祭儀において、またオプースにおける裁判において、クセノス身分として参加が許され、母市にではなく植民市に税を支払った。つまり、植民者はポリスを運営する上での実務的な局面に

において母市から切り離されたのである。このように、植民者の呼称は、やはり先に見たように、ポリスの形成と運営に関わりがあると言えるであろう。

次に「結び付ける」条件を見てみよう。このことの端的な表現は、植民市が母市から離反しないという宣誓を立てたという事実であるが、具体的には、植民者が、たとえセノス身分であっても、母市における祭儀に参加でき、母市の裁判を受け、母市における土地財産の相続権が認められ、そして割と容易に帰国できた、ということである。つまり、植民者は母市の土地財産を相続できるという大前提によって母市と結び付けられていたのである。

従来、植民市が一個のポリスを形成する場合、その市民権は植民者を母市から切り離すものと見る傾向があったが、それはポリス運営の実務的な局面においてのみのことであり、植民者は土地相続の局面においてはなお母市に結び付けられていたのである。植民者の市民権の割り切れない部分はこの二面性由来するのであろう。しかも碑文中①に関する部分よりも②に関する部分の方が長く、番号が付されて丁寧であることから見て、その重要性が窺われる。そこで、以下は「結び付ける」条件についてももう少し詳しく見ていこう。

植民者を母市に結び付けていた最大の要因は、母市・植民市双方における土地財産の相続権であったように思える。このことは *F*, *H*, *G* に明確に言及されている。

F: 「もしナウバクトスへ移住するものに兄弟がある場合には、ヒュボクナミディオンのロクリスの各々の法が定めるように、もしその兄弟が死んだ場合には、その植民者がその財産の権利を持つべきこと。そして正当な分け前を受け取るべきこと」。

H: 「父と財産の内の自分の取り分とを父に残す者は、父が死んだ後には、ナウバクトスへの植民者がそれを得ることが許可されるべきこと」。

G: 「もし家に家族がない或いはナウバクトスにおける植民者の中に相続人がいない場合には、ヒュボクナミディオンのロクリス人の最近親者が権利を持つべきこと。ロクリスのどこの出身であれ、彼が自ら赴き、成人であれ未成人であれ、3ヶ月以内に、もしそうしない場合には、ナウバクトスの法に従うべきこと」。

これらの史料から、以下のような状況が推測されないのであろうか。つまり、母市において土地分配に与えなかった者は、一時的に植民市において土地を得るが、もし母市に残った彼の父或いは兄弟が死亡して、その土地が空いた場合には、帰国することができた。そして今度は、植民市の空いた土地に自分の近

親者を母市から送り出した、と。即ち、母市と植民市との間には、土地利用を巡るサイクルが形成されていたように見えるのである。このサイクルの維持が母市植民市双方にとっての重大な利害であったとすれば、たとえ植民市が新しいポリスを形成したとしても、植民者はなお母市に結び付けられていなければならないのではないか。

このサイクルをうまく運営するためには、帰国の容易さが不可欠である。事実、帰国したナウバクトスは再びヒュポクナミディオンのロクリス人になれたのであったが、このように帰国を容易にした仕組みはどこにあったのか。帰国については随所に言及されているが、最も注目すべきはΔの条文である。

Δ：「ナウバクトスからヒュポクナミディオンのロクリス人に戻る者は、ナウバクトスのアゴラで *ἐν τὰγορᾷ* 宣言すべきこと、そしてヒュポクナミディオンのロクリス人に対して出身ポリスのアゴラで *ἐν τὰγορᾷ* 宣言すべきこと」。

つまり、植民者は自分の帰国をアゴラで宣言し、共同体の構成員がそれを認知することによって、再びロクリス人に戻ることが出来たと考えられるのである。このシステムは、アテーナイのデーモスやフラトリアにおける成員認知を思い起こさせないであろうか。ここに見られるポリスという語は村程度の意味に解してよいが、4行目には *δαμος* と *οὐνᾶν* という語も見られ、前者が地縁的な、後者が氏族的な、小共同体を意味することが知られている⁽²⁴⁾。そうすると、このアゴラという語は広場とも解釈されるが⁽²⁵⁾、デケレイエイス碑文に見られるアゴラという語と同様に⁽²⁶⁾、フラトリア乃至はデーモスの成員総会と解することも可能であろう⁽²⁷⁾。前4世紀におけるアテーナイのデーモスの場合、その規模は過半数が80名以下、約3分の1が40名以下であった事が知られており⁽²⁸⁾、東ロクリスの場合も同様であったと推測されるが、このように小規模な社会が植民の基盤となっていたと考えれば、植民者は、その小社会に面識のある限り⁽²⁹⁾、帰国後母市における元の権利を容易に取り戻すことが可能となったと考えることができるのではないか。

おわりに

これまでの考察の結果をまとめてアテーナイ植民を翻って見てみよう。前5世紀アテーナイの植民者の市民権は、植民市が新しいポリスを形成する場合とそうでない場合とによって扱い分ける必要がある。後者の場合、植民者は依然「アテーナイ人」と呼ばれ、アッティカを離れて住むアテーナイ人と見做される

べき存在であった。一方前者の場合、植民者は「レームノス人」等と呼ばれたが、このことは植民者がポリスを運営するという実務的な要請から植民市の市民となったことを意味する。この局面において植民者は母市から切り離されたのである。同時に彼らは母市の部族と区に属し続けていたが、それは名目ではなく、将来の帰国の後に再び母市市民としての権利を行使出来ることの証であった。この意味において、植民者は母市に結び付けられていたのである。帰国の前提は、植民市の消滅もあったが、何よりも土地相続のサイクルを維持することであったであろう。そして彼らは条件が整えば帰国し、母市市民に戻れたが、その方法は植民者が所属する区の成員総会で宣言し、他のメンバーによって認知されることであった。この面識による認知方法を可能にしたのは区の小規模性であったと考えられる。このように前5世紀のアテーナイ植民者の市民権とは、両義的なものとして捉えることが出来るのではないであろうか。

ところで、アテーナイ植民者の市民権には前4世紀以降に現れるもう一つのタイプがある。既に見たように、Lemnosのようにポリスを形成する場合でも、植民者が「アテーナイ人」と呼ばれるようになるのである。この変化はどのようにして起こったのか、その市民権の実態はどのようなものであったのか、またこの現象は何を意味するのか。この変化は、今回考察する余裕のなかった植民者の市民権の可変性を示唆するものとして興味深く、今後の課題としたい。

注

(1) Ph. B. Manville, *The Origins of Citizenship in Ancient Athens*, Princeton, New Jersey 1990. 本書は市民権は法的に固定したものでなく、変化し得るものとして捉える試みであり、示唆に富む。

(2) Lemnos: CIA. I. 228. i. Hephaistia: CIA. I. 227. iii; CIA. I. 233. i; CIA. I. 233. ii; CIA. I. 235. iv; CIA. I. 236. v; CIA. I. 237. v; CIA. I. 238. v; CIA. I. 239. i; CIA. I. 242. iv. Myrina: CIA. I. 233. ii; CIA. I. 235. iv; CIA. I. 236. v; CIA. I. 237. v; CIA. I. 238. v; CIA. I. 239. ii. Imbros: CIA. I. 233. ii; CIA. I. 234. v; CIA. I. 237. v; CIA. I. 238. v; CIA. I. 239. i. G. F. Hill, *Sources for Greek History between the Persian and Peloponnesian Wars*, Oxford 1907, Chapter II[The Quota Lists], 43-81.

(3) IG. I² 947: IG. I² 948.

(4) Lemnos: Thuk. iii. 5. 1; Thuk. iv. 28. 4; Thuk. v. 8. 2; Thuk. vii. 57. 2. Imbros: Thuk. iii. 5. 1; Thuk. iv. 28. 4; Thuk. v. 8. 2; Thuk. vii. 57. 2. Aigina: Thuk. vii. 57. 2. Hestiaia: Thuk. vii. 57. 2.

(5) Lemnos: Hdt. viii. 11; Chalkis: Hdt. VI. 100.

(6) Myrina: IG. XII. 8. 3; IG. XII. 8. 4; IG. XII. 8. 5; IG. XII. 8. 6; IG. XII.

8. 9; *IG. XII. 8. 10*; Hephaistia: *IG. XII. 8. 15*; *IG. XII. 8. 26*. Imbros: *IG. XII. 8. 46*; *Di. Syll. 659*. Skyros: *IG. XII. 8. 668*. Chersonesos: *Di. Syll. I. 255*.
- (7) Lemnos/Imbros: Demosth. IV. 34; Imbros: Demosth. XXIII. 12; Chersonesos: Demosth. XXIII. 103; Chersonesos: Aisch. II. 73.
- (8) *IG. I². 948*. note.
- (9) M. Segre, *Iscrizioni Greche di Lemno*; *Annuario della Scuola Archeologica di Atene e delle Missioni italiane in Oriente 15-16*, 1932-1933, 306-309, no. 12.
- (10) *IG. XII. 3. 1187*.
- (11) *IG. XII. 8. 63*.
- (12) Hdt. VI. 104; Hdt. VI. 136; Plut. *Cim. IV. 2*
- (13) Plat. *Euthyphr. A. 1*; Plat. *Kraty. 396. D*.
- (14) Diog. Laert. III. 1-3.
- (15) Aristoph. *Ach. 652-655*; Theogenes. *FGH 300F2*.
- (16) Diog. Laert. X. I; Strab. XIV. 1. 18.
- (17) A. Boeckh, *Die Staatshaushaltung der Athener*, Berlin ¹1886[¹1817], 499-509.
- (18) Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums IV*, Stuttgart ²1915, 15-22. ders, *Forschung zur alten Geschichte II*, Halle 1899, 182-183.
- (19) U. Kahrstedt, *Staatsgebiet und Staatsangehörige in Athen, Studien zum öffentlichen Recht Athens I*, Stuttgart 1934, 34.
- (20) H. Berve, Miltisdes, *Studien zur Geschichte des Mannes und seiner Zeit, Hermes Einzelschrift 2*, 1937, 51-53.
- (21) V. Ehrenberg, *Zur älteren athenischen Kolonisation, Eunomia, Studia Graeca et Romana I*, Prag 1939, 11-32.
- (22) B. D. Meritt/H. T. Wade-Gery/M. F. McGregor, *The Athenian Tribute Lists III*, Princeton 1950, 284-297.
- (23) E. Szanto, *Das griechische Bürgerrecht*, Freiburg, 1892, 62-63.; M. N. Tod, *A Selection of Greek Historical Inscriptions to the End of the Fifth Century B. C.*, Oxford ²1946, 31-36, no. 34.; A. J. Graham, *Colony and Mother City in Ancient Greece*, Manchester 1964, 40-68.; R. Meiggs/D. M. Lewis, *A Selection of Greek Historical Inscriptions to the End of the Fifth Century B. C.*, Oxford 1969, no. 20, 35-40.
- (24) 伊藤貞夫「ポリスの成立と構造」弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ——古典古代の比較史的考察——』1988, 51. 注 15.
- (25) Tod, *op. cit.*, 34.; Meiggs/Lewis, *op. cit.*, 38-39.71-5, 1988, 25.
- (26) 伊藤貞夫「古典期アテネのフラトリア——IG II² 1237 の場合——」『史林』71-5, 1988, 25.
- (27) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States, Their Institutions and History*, Oxford, 1968, 51.
- (28) 岩田拓郎「古典期アッティカのデーモスとフラトリア——「ヘカトステー碑文」の検討を中心として——」『史学雑誌』71-3, 1962, 19.
- (29) 勿論区民名簿は存在したが、母市に対する宣誓式や母市における祭儀への参加も面識の維持に役立ったであろう。

Citizenship of Athenian Colonists in the Fifth Century B.C.
: its dual aspects

HIROSHI MAENO

At the end of the sixth century B.C., the Athenians began to establish colonies. This fact may indicate that the Athenian colonization is the starting point of a new era of Greek colonization. For approximately 200 years thereafter, the Athenians continued at intervals to establish colonies broadly along the northern shore from the Black Sea to Thracia, on the islands of the Aegean Sea, and on the southern tip of the Italian peninsula by the Adrian Sea.

This Athenian colonization had, indeed, characteristics basically common to the other Greek colonies, but they had a unique character as well. This unique has been said to lie in the fact that although the typical Greek colonies "apoikia" forfeit their citizenship in the mother city, the Athenian colonies kept it. These Athenian colonies and the relation to the mother city, which was strengthened by maintaining citizenship in the mother city, have been called "cleruchia" by scholars, and recognized as one method of building an empire, i. e. "military colonies".

There is no doubt that the Athenian colonies were used to establish an empire, but a question arises whether citizenship of the Athenian colonists was alternatively either forfeited or kept. This paper recognizes the citizenship of the Athenian colonists, not as a programmed alternative but as that having dual aspects; both cutting off from the mother city and binding to the mother city, depending on the circumstances. Firstly, materials on the citizenship of the Athenian colonists will be examined and the lack of an alternative will be pointed out. Secondly, how the lack of an alternative has been understood by scholars will be shown and the unsolved contradictions will be pointed out. There are three points; 1. Some colonists were not

called Athenians, the Lemnians for example. This could mean that they were the citizens of the colony. 2. The colonists belonged to their original tribes and demes in Athens. This may indicate that they were Athenians. 3. In fact, they were able to return to their mother city and function as Athenian citizens. Finally, the contradiction will be solved by examining the inscription of Naupactian colonists from the East Lokris in about 460 B.C. (ML20) indicating the relation between these three contradictory factors.

In conclusion, citizenship of the Athenian colonists in the fifth century B. C. must be separated into two groups; one is that of colonists establishing a new polis and the other is that of colonist not establishing a new polis. The colonists of the latter were called "Athenians" and recognized as Athenians living abroad. However, those in the former category were called "Lemnians" for example. This means that they became citizens of their own colony in order to engage in the practical needs for their new polis.

In this aspect, they were separated from their mother city. At the same time, they belonged to their original tribes and demes in Athen. This was not nominal, but a proof that they would be Athenian citizens again in future after returning to their mother city. In this aspect, they were connected to their mother city. The main purpose of their connection might be maintenance of an interchangeable land tenure between the colony and mother city. Actually, they returned to their mother city and were able to become Athenians again by declaring at the assembly of the demes to which they belonged in Athen, and being recognized by other members of the demes.

The factor which made possible this manner of recognition was its small size.